

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 27 年 8 月 1 日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 26 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.07%増加したことから、上限額が若干の引き上げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があります。対象になる方には、平成 27 年 8 月 3 日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※<sup>1</sup> 離職した日の直前の 6 か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 14 欄に記載されています。

※<sup>2</sup> 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

#### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	12,780	12,790	6,390	6,395 (+5)
30～44 歳	14,200	14,210	7,100	7,105 (+5)
45～59 歳	15,610	15,620	7,805	7,810 (+5)
60～64 歳	14,910	14,920	6,709	6,714 (+5)

#### 【例】

29 歳で賃金日額が 14,000 円の方は、上限額(12,790 円)が適用されますので、平成 27 年 8 月 1 日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,395 円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,300	2,300	1,840	1,840 (±0)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,840円になります。



## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)</b>		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 11,660 円以下	80%～50%	3,680 円～5,830 円 (※2)
11,660 円超 12,790 円以下	50%	5,830 円～6,395 円
<b>12,790 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,395 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 11,660 円以下	80%～50%	3,680 円～5,830 円 (※2)
11,660 円超 14,210 円以下	50%	5,830 円～7,105 円
<b>14,210 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,105 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 11,660 円以下	80%～50%	3,680 円～5,830 円 (※2)
11,660 円超 15,620 円以下	50%	5,830 円～7,810 円
<b>15,620 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,810 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 10,500 円以下	80%～45%	3,680 円～4,725 円 (※3)
10,500 円超 14,920 円以下	45%	4,725 円～6,714 円
<b>14,920 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,714 円(上限額)</b>

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$

※3  $y = (-7w^2 + 126,600w) / 118,000$ ,  $y = 0.05w + 4,200$  のいずれか低い方の額

### 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

#### ◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	5,825	5,830 (+5)
60～64 歳	4,720	4,725 (+5)

#### ◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,747	1,749 (+2)
60～64 歳	1,416	1,417 (+1)